

本会議開催日 令和5年6月9日

質問内容 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

質問要旨

参議院議員 嘉田由紀子

【(質問1) 法務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)

(質問2) 厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)】

性犯罪や性暴力被害者の総合的な救済のための公的機関のあり方について

(質問1) 緊急相談体制を有する都道府県はどれくらいあるのか。

(質問2) 運営のための国からの財政的支援はどうなっているのか。

【法務大臣】 司法と医療の連携について

(質問3) 犯罪への加罰はもちろん必要だが、犯罪抑止の観点から、司法と医療の連携のあり方に関する法務大臣の見解は。

【法務大臣】 「不同意」であったことの立証について、

(質問4) 犯罪の立証のために、検察官が裁判所に提出する証拠の「証拠能力」や証拠能力が認められた場合の証拠の「証明力」には、どのような違いが生じるのか。

(質問5) 公的機関が家庭内におけるどのような行為に、どの程度まで立ち入るべきなのか。

【法務大臣】 配偶者間の不同意性交等について

(質問6) 「家庭内の問題に対する抑制的な対応を重視する考え方」と、「家庭内においても各配偶者の人格権を最大限に尊重する考え方」とのバランスをどのように取るのか。

(質問7) 「配偶者間における性犯罪の^{ふかばつせい}不可罰性」を明示的に見直すことについて、法務省ではどのような議論が行われたのか。

【内閣府特命担当大臣 (こども政策)】 子どもの性被害と家族制度について

(質問8) 日本の子どもがおかれている家族のあり方の問題を改善するご意思はお有りか。

(質問9) どのような家族制度をつくりだしてあげるべきか、また、これから結婚をして親になる若い人たちに、相互の信頼と愛情深い家族関係をつくるのに、どのような支援が可能となるのか、こども家庭庁を担い、日本国の子どもの未来に責任を持つ小倉大臣としてのご見解は。

令和5年6月9日 参議院本会議 質問原稿

国民民主党・新緑風会 嘉田由紀子

国民民主党・新緑風会の嘉田由紀子でございます。

只今、議題となりました刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して、齋藤法務大臣、加藤厚生労働大臣、小倉内閣府特命担当大臣の見解を求めます。

はじめに、性犯罪や性暴力被害者の総合的な救済のための公的機関のあり方について、法務大臣、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣にお聞きします。

性犯罪や性暴力被害に遭われた人たちへの医学的、精神的支援は、公的機関が本気に対応すべき問題です。滋賀県では、総合的なケアステーションを私自身が知事をつとめていた2014年4月に開設しました。当時、滋賀県内での性犯罪被害が、2013年には170件をこえてしまい、被害にあっても相談ができない人たちが数多いことがわかりました。そこで、性被害にあって、恐怖と混乱の中でどうしたらいいかわからない被害者に対して緊急支援を行い、二次的被害を防止するために、産婦人科医院と犯罪被害者支援センターと県警の3者に協力を求め、県としてワンストップの総合的なケアを行う「SATOCO」を2014年4月に開設しました。

具体的には、産婦人科での緊急受診や被害者の心理的相談など24時間対応の仕組みをつくり、基本的な診療費用などは公費負担としました。おうみ犯罪被害者支援センターの理事で専門相談員の^{まつむらひろみ}松村裕美さんは、「性犯罪は人権をふみにじる悪質な犯罪です。『私の身体は私のもの、私の心は私のもの』という信念のもと、被害にあわれた方が前に向かって進む力を取り戻せるよう、全力でサポートしています」と言っておられます。その通りです。性犯罪は「魂の殺人」です。相談者の数は毎年増えており、10年間で3000件ほどの支援を行っています。ただ人的、財政的にも近年次第に厳しくなっています。

日本全国47都道府県に性犯罪被害者支援組織が設置されていますが、被害者にとっては真夜中でも緊急に支援を受けられる体制が求められます。24時間365日、電話やメールも含めて(Q1)緊急相談体制を有する都道府県はどれくらいあるでしょうか。法務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣にお聞きします。また(Q2)運営のための国からの財政的支援はどうなっているでしょうか。厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣にお聞きします。

次に、司法と医療の連携について、法務大臣にお聞きします。

「加害者が減らないかぎり、被害者も少なくなることはない」と、犯罪加害者の治療に力をいれる「性障害専門医療センター」代表理事の福井裕輝（ふくいひろき）医師は述べています。福井医師は、「再犯性の高い、あるいは精神障害の

ある犯罪者」を医療につなげ、認知行動療法など必要な医学的・心理的な治療を行うことの重要性を強調されています。

被害者の立場からの可罰感情にも十分配慮しつつ、再犯リスクを下げるという方向も考えられます。(Q3)そこで、犯罪抑止の観点から、司法と医療の連携のあり方について、法務大臣の見解を求めます。

続いて、不同意性交等につき、「不同意」であったことの立証について、法務大臣にお聞きします。今回の改正案によって、現行刑法の「強制わいせつ」、「強制性交等」等の犯罪が「不同意わいせつ」、「不同意性交等」等となりますが、(Q4)犯罪の立証のために、検察官が裁判所に提出する証拠の「証拠能力」や証拠能力が認められた場合の証拠の「証明力」には、どのような違いが生じるとお考えでしょうか。

更に、配偶者間の不同意性交等について、法務大臣にお聞きします。プライベートな空間で行われる配偶者間における「不同意性交等」の罪の立証は、特に困難であることが指摘されています。捜査当局が証拠を集める際にも、検察官が犯罪を立証する際にも、(Q5)公的機関が家庭内におけるどのような行為に、どの程度まで立ち入るべきなのか慎重な判断が求められますが、法務大臣の御所見をお聞かせ下さい。また、今回の改正案では、(Q6)「家庭内の問題に対する抑制的な対応を重視する考え方」と、「家庭内においても各配偶者の人格権を最大

限に尊重する考え方」とのバランスをどのように取るおつもりなのでしょうか。

配偶者間の「不同意性交」等に関して、当事者の「性的自己決定」という法益を重視することは国際的な大きな流れであります。今回の法改正にあたって、法務省では、(Q7)「配偶者間における性犯罪の不可罰性^{ふかぼつせい}（刑罰を科すだけの実質的な違法性がないこと）」を明示的に見直すことについて、どのような議論が行われたのでしょうか。

最後に、以上のような性犯罪が、子どもに対して行われた場合について、異次元の少子化対策を進める小倉内閣府特命担当大臣のご認識をお聞き致します。

先ほど紹介した「おうみ犯罪被害者支援センター」の松村裕美^{まつむらひろみ}理事は、センターへの相談者は3歳から83歳まで、まさかと思われそうですが、乳幼児期からの父親や義理の父親など親族や同居者からの性被害がみられるということです。また名古屋市のワンストップセンター、日赤なごやなごみのレポートですと、過去6年間の性暴力面談相談者824名のうち232名(28.2%)が18歳未満の被害者であり、若い被害者は2歳で、10歳未満が41人(4.9%)ということです。加害者は父親をふくめて親族が68人(29.3%)、母親の交際相手をふくめて知人が104人(44.8%)、コーチや教師など「権威のある人」が17人(7.4%)ということです。近年の性犯罪被害の加害者の中で親族は年々増えているということです。子ども時代に性被害を受けた方の人生は、その後、どれほど厳しいものとなるのか、

そのトラウマは何十年も続く場合もあり、家族形成にまで影響する方も少なくないと言われていました。

今年の4月26日の参議院の予算委員会で岸田総理に訴えました。日本の子どもの幸せ度は、ユニセフの調査で38ヶ国中37位という。小倉大臣は、今、こども家庭政策の3本柱として、「経済的支援」「サービス支援」「働き方改革」をあげておられます。これらはそれぞれに重要ですが、個々のこどもの日々の生活構造を支える、(Q8)日本の子どもがおかれている家族のあり方、特に親の離婚後のこどもの生活問題を改善するご意思はお有りでしょうか。

たとえば現在の日本では3組に一組が離婚をし、毎年80万人しか生まれないこどものうち、20万人ちかくの子どもが、「片親ロス」という父親か母親を失う事が法制度化されている「片親親権」のまま貧困や虐待のリスクが高い状態に置き去りにされているという現状はご存じだと思います。子どもに責任はありません。子どもは親を選べません。子どもは家族の形も選べません。まさに日本の未来をになう子どもにどのような家族制度をつくりだしてあげるべきか、またこれから結婚をして親になる若い人たちに、(Q9)相互の信頼と愛情深い家族関係をつくるのに、どのような支援が可能となるのか、「こども家庭庁」を担い、日本国の未来に責任を持つ小倉大臣としてのご見解をお伺いします。

今回の刑法及び刑事訴訟法の改正の質問からいささか深掘りしすぎかもしれ

ませんが、社会的事実（ファクト）に根ざした答弁をお願いいたします。

性暴力をめぐり、これまで闇に隠されていた子どもへの暴力、家族内や身近な大人だけでなく、特に地位が上位のものによる暴力の実態があきらかになりつつあります。ここには、性をめぐる具体的な知識、たとえば「妊娠の経過」「受精の過程」など、人間として当然知るべき知識を学校教育現場から排除してきた教育問題が根深く隠れています。先進国では主流となっている「命の安全教育」をふくむ「包括的性教育」を未就学児の時代から伝えていくべき責務を私たち大人は負っています。自覚者は責任者です。国民民主党・新緑風会は、「新しい答え」を求め提案していきます。その覚悟をこめて私からの質問を終わらせていただきます